

## 令和6年度企業向けインターンシップ等促進業務及び 合同企業説明会開催業務委託仕様書

本仕様書は、学生のキャリア形成支援に係る企業向けインターンシップ等促進業務及び合同企業説明会開催業務委託に係る仕様を定める。

「企業向けインターンシップ等促進業務」と「合同企業説明会開催」の両事業の趣旨を理解し、事業間の連動を図り、各々の事業効果が最大限発揮できるよう、運営方針、体制等を検討すること。

なお本仕様書において使用する用語について、以下のとおり定義する。

### <用語の定義>

#### ●3市

千葉市、市原市、四街道市

#### ●インターンシップ

令和4年6月13日付で示された、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の三省による「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（以下「三省合意」という。）における学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の四つのタイプのうち、「タイプ3 汎用型能力・専門活用型インターンシップ」を指すものとする。

#### ●キャリア教育等

三省合意における学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の四つのタイプのうち、「タイプ1 オープンカンパニー」及び「タイプ2 キャリア教育」を指すものとする。

#### ●インターンシップ等

「インターンシップ」及び「キャリア教育等」を指すものとする。

#### ●合同企業説明会

「3市内」の企業と、それら企業に関心がある又は「インターンシップ等」の参加を希望する学生との交流の機会を指し、学生に対する企業の説明のほか、学生による企業への質問の機会などを提供するもの。

# 企業向けインターンシップ等促進業務委託仕様書

## 1 目的

3市内に本社又は事業所がある企業・団体に対し、短大・大学生等を対象としたインターンシップ等の実施方法に関するセミナーを実施することにより、インターンシップ等の取組みの拡充と質の向上を図る。

また、本事業の実施を通じ、学生のキャリア形成を支援し、就職先の選定に当たって3市内の企業へと視野を広げさせるとともに、3市内の企業情報を短大・大学等に提供することにより、3市内企業のPRの場を提供し、産学連携促進の仕組みを構築する。

## 2 委託内容

委託業務は、以下に掲げる業務とし、これら業務に係る経費は、委託費用にすべて含むものとする。

### (1) 基調講演・セミナーの企画・運営・参加者募集

- ア 企業・団体が、インターンシップ等を実施する上で必要な情報を提供する基調講演・セミナー
- イ インターンシップ等の実施後における振り返りセミナー

### (2) 各セミナーの人員派遣（司会者・会場案内等を円滑に行うための必要とされる人員）

### (3) 企業情報提供に係る掲載企業募集・提供情報の校正

### (4) 短大・大学等に対する企業情報の提供

### (5) 本事業実施による成果の確認

### (6) その他、本事業の実施に際し必要とされる事項

### (7) 開催の記録（写真）、結果、考察等の提出

## 3 実施する業務の概要

本事業は、以下の3つの業務を一括して委託する。

### (1) 企業開拓業務

ア 企業開拓時期 通年随時

イ 企業開拓目標数 提案事項とする

ウ 実施内容 インターンシップ等に係る基調講演・セミナーに参加する企業及び大学・学生向けに企業情報の提供を希望する企業を開拓すること。  
企業開拓の方法や、大学・学生に対する企業情報の提供方法を提案すること。

### (2) インターンシップ等の実施に係る基調講演・セミナーの開催

ア 実施時期・回数 概ね基調講演2回以上、セミナー1回以上の実施  
効果的な事業実施時期について、提案すること。

イ 実施場所 提案事項とする。

ウ 想定参加企業数 3市内に本社又は事業所がある企業・団体 各回20社程度

(インターンシップ等の実施や採用を検討している企業を主とすること)

エ 実施内容 採用活動に向けたインターンシップの活用に積極的に取り組む企業を講師とした基調講演及びインターンシップ等を実施したい企業・団体に対して、効果的な実施方法等についてのセミナーを行う。ただし、基調講演については、講師を中小企業と著名な先進企業とでそれぞれ1回行う。  
なお、セミナーについては、参加企業同士が効果的に意見交換できる場を設けるよう提案すること。

(3) インターンシップ等の実施後における振り返りセミナーの開催

ア 実施時期 概ね年1回以上の実施

効果的な事業実施時期について、提案すること。

具体的な実施日時については、市と協議の上、施設の空室状況を踏まえ決定とする。

イ 想定参加企業数 3市内に本社又は事業所がある企業・団体  
各回20社程度

(インターンシップ等の実施や採用を検討している企業を主とすること)

ウ 実施内容 本仕様書3(2)に記載のインターンシップ等の実施に係る基調講演・セミナーに参加し、インターンシップ等を実施した企業を対象に、実施後のフォローアップセミナーを開催し、次年度以降のインターンシップ受入につなげることを目的とする。

なお、セミナーの効果をより高める手法等について、提案すること。

\*上記の日程を原則として遵守しつつ、各基調講演・セミナーを実施するものとする。ただし、諸般の事情によりやむを得ない場合、又は千葉市から指示があった場合はこの限りでない。

(4) その他

基調講演・セミナーに参加した企業に対し、合同企業説明会の参加を積極的に周知すること。

4 備考

本仕様書に記載の業務を遂行するに当たっては、安全の確保(感染症対策や事故防止等)に十分に配慮し、社会情勢やインターンシップ等の市況感等に応じて、オンラインによる実施なども検討すること。

また、本業務において、本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、双方協議の上、委託者の指示に従うこと。

# 合同企業説明会開催業務委託仕様書

## 1 目的

大学2～3年生・短期大学1年生（その他学年生及び留学生を含む）を対象に、地元中小企業を中心とした合同説明会を開催し、企業と学生との直接対話を通じ、参加学生の労働に対する視野を広げ、参加企業へのインターンシップ等の参加まで導くことにより、就職活動の際のミスマッチ解消に努めるとともに、地元優良企業と学生との将来に向けたマッチングの機会につなげることを目的とする。

## 2 事業名称について

本事業は「1 目的」に示したとおり、学生のキャリア形成を支援するものとして実施するものであり、かつインターンシップだけでなくキャリア教育を実施する企業と学生との交流の機会にもなるため、目的に合致し、学生の興味を引く効果的な事業名称を提案すること。

## 3 委託内容

委託業務は、以下に掲げる業務とし、これら業務に係る経費は、委託費用にすべて含むものとする。

- (1) 合同企業説明会の企画・運営（会場確保含む）
- (2) 参加企業及び参加学生の募集
- (3) 合同企業説明会の人員派遣（司会者・会場案内等を円滑に行うための必要とされる人員）
- (4) インターンシップ等の参加を希望する学生と受入企業との仲介
- (5) 合同企業説明会の効果をより高める取組み
- (6) その他、合同企業説明会の開催に際し必要とされる事項
- (7) 開催の記録（写真）、結果、考察等の提出

## 4 合同企業説明会の概要

- (1) 開催日 以下条件をもとに提案事項とする。  
条件：開催日時は令和6年11月2日(土)から令和6年12月8日(日)の土日又は祝日のいずれか1日。  
ただし、令和6年11月9日(土)と令和6年11月10日(日)を除く。
- (2) 開催場所 以下条件をもとに提案事項とする。企業、学生とも参加しやすい場所とするよう留意すること。  
条件：千葉市内の会場であること。ただし、オンラインによる実施等、地理的条件に捉われない場合については、この限りでない。
- (3) 想定参加企業数 参加企業数30社以上（インターンシップ等の受け入れが可能な企業に限る）  
目標：千葉市内企業 20社以上

市原市内・四街道市内企業 計10社以上

(4) 想定参加学生数 大学2～3年生・短期大学1年生100人程度

(その他学年生及び留学生を含む。)

\*上記の日程を原則として遵守しつつ、合同企業説明会を実施するものとする。ただし、諸般の事情によりやむを得ない場合、及び本市から指示があった場合はこの限りでない。

## 5 参加企業の募集について

### (1) 3市内企業の定義

本社所在地が各市内にあり、令和6年度内にインターンシップ又はキャリア教育を実施する企業であること。ただし、協議の結果、発注者が認めた場合は、この限りでない。

### (2) 参加企業数

3市内企業30社以上とすること。想定される参加企業数及び募集方法について、提案すること。

### (3) 3市内企業の参加企業募集について

本事業に参加する企業について、4(3)のとおり、広く募集すること。

なお、合同企業説明会の実施時期が秋から冬にかけての時期であること、3市内企業と学生との将来に向けたマッチングの機会につなげることを踏まえ、キャリア教育のみを実施する企業についても積極的に募集すること。

また、企業を募集する際、募集方法や選定基準などを事前に3市と協議すること。

### (4) 参加企業への対応

ア 参加企業の申込受付に漏れがないようにし、リストの作成等、常に参加申込状況が確認できるようにすること。

イ 参加企業に対し、マッチング会の運営方法等、当日の運営に支障を来すことのないよう、事前連絡等を確実にすること。

## 6 参加学生の募集について

### (1) 参加学生数

大学2～3年生・短期大学1年生(その他学年生及び留学生を含む)の参加が100人程度となるよう、広報及び募集を行うこと。

### (2) 募集対象学生について

3市内企業におけるインターンシップ等に興味のある学生。

3市内在住・在学等の区分は設けず、広く周知・募集すること。

周知・募集方法について、提案すること。

### (3) 参加学生への対応

ア 広く学生の募集ができるよう、応募受付方法を提案すること。

イ 参加学生の申込受付に漏れがないようにし、リストの作成等、常に参加申込状況が確認できる

ようにすること。

ウ 参加学生に対し、出欠の確認等、当日の運営に支障を来すことのないよう、事前連絡等を確実に行うこと。

#### 7 合同企業説明会実施後におけるインターンシップ等の申込及び企業の受入支援について

- (1) インターンシップ等を実施する企業に対し、参加学生が申し込みをできる仕組みとすること。
- (2) 学生による申込から企業と学生とのマッチングに至るまでの手法について、提案すること。
- (3) 合同企業説明会及びその後のインターンシップ等の実施状況について、成果を検証すること。  
また、検証方法を提案すること。

#### 8 備考

本仕様書に記載の業務を遂行するに当たっては、安全の確保（感染症対策や事故防止等）に十分に配慮し、社会情勢やインターンシップ等の市況感等に応じて、オンラインによる実施なども検討すること。

また、本業務において、本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、双方協議の上、委託者の指示に従うこと。